

令和7年度 冬休み期間 西尾市児童クラブ短期入会のご案内

1. 児童クラブとは

保護者が仕事などで下校後（放課後）に家庭にいない小学 1～6年生の児童を対象に、児童クラブが家庭に代わって遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を目指している事業です。

学校の長期休業については、この期間のみ保育が必要となる児童も利用することができます。

2. 入会要件（入会できる基準）

※ 通年で利用している児童と一緒にいるため、定員に余裕のある児童クラブに限り利用できます。

- ① 保護者、同居または同一敷地内の親族その他の者が、就労、病気、介護、出産等の理由により、昼間に児童の保育ができない状態であること。
- ② 受入可能な児童クラブで開設日・保育時間内の利用であること（午後7時までにお迎えが可能であること）。申込状況によっては、希望のクラブに入会できない場合があります。
- ③ 児童クラブの保育料の滞納がないこと。

3. 児童クラブについて

（1）開設日、保育時間等

利用できる日時は、保護者の就労等により保育を必要とする日時に限ります。

- ① 開設日 月曜日～土曜日
- ② 保育場所 次ページの「（4）児童クラブ一覧」中の受入可能クラブから選択してください。
- ③ 保育時間 午前8時～午後6時（早朝保育は午前7時30分から、延長保育は午後7時まで）

※ 利用できる時間は、保護者の就労等により保育を必要とする時間に限ります。

例：午後5時に勤務が終了し、帰路が30分かかる場合、お迎え時間は午後5時30分になります。

- ④ 休日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ⑤ 利用期間 令和7年12月24日（水）～令和8年1月6日（火）
- ⑥ その他 児童クラブでは児童の送迎は行いません。必要な場合はファミリー・サポート・センター等に相談してください。

（2）土曜日利用

土曜日は実施場所を限定しています。開所しているクラブから選択してください。ただし、申込多数の場合は他のクラブを利用させていただくことがあります。

平日利用のクラブと土曜日利用のクラブは、別の場所を選択することも可能です（各家庭で通勤経路等を考慮し選択してください）。

（3）短期利用の保育料・おやつ代

- ① 保育料 2,850円
※ 同一世帯で2人以上の児童が同時に利用する場合、2人目以降は半額とします。
- ② 早朝保育料 500円（利用者のみ）
- ③ 延長保育料 500円（利用者のみ）
- ④ おやつ代 500円
※ 各保育料・おやつ代は口座振替とし、2月2日（月）に引き落としをします。

(4) 児童クラブ一覧

小学校区	受入		児童クラブ名（場所）	電話番号	小学校区	受入		児童クラブ名（場所）	電話番号
	平日	土				平日	土		
西尾	×	×	中央児童クラブ（中央児童館内）	夏季休暇のみ開所	室場	△	○	室場児童クラブ（室場小内）	080-6502-8809
	△	○	西小児童クラブ（西尾小内）	080-6502-8377	三和	△	×	みつわ児童クラブ（三和小内）	080-6502-8825
花ノ木	△	×	花ノ木児童クラブ（花ノ木小内）	080-6502-8381	一色中部	△	×	一色中部児童クラブ（一色中部小内）	080-6545-0052
ハツ面	△	×	ハツ面児童クラブ（ハツ面小内）	080-6502-8636	一色東部	○	○	一色東部児童クラブ（一色東部小内）	080-6544-9114
鶴城	○	○	鶴城児童クラブ（鶴城小内）	080-6502-8661	一色西部	○	×	一色西部児童クラブ（一色西部小内）	080-6544-9796
西野町	○	×	くすの木児童クラブ（西野町小内）	080-6502-8685	一色南部	○	×	一色南部児童クラブ（一色南部小内）	080-6544-9797
米津	○	○	米津児童クラブ（米津小内）	080-6502-8696	横須賀	△	×	よこすか児童クラブ（横須賀小学校内）	080-6544-9798
中畑	△	×	中畑児童クラブ（中畑小南）	080-6502-8731	津平	△	×	つひら児童クラブ（津平小学校内）	080-6544-9645
平坂	△	×	平坂児童クラブ（平坂小内）	080-6502-8735	荻原	○	○	おぎわら児童クラブ（荻原小内）	080-6544-9646
矢田	○	○	あすなろ児童クラブ（矢田小内）	080-6502-8744	吉田	○	×	きらっこクラブ（吉良保健センター内）	080-6544-9647
寺津	△	×	しおかぜ児童クラブ（寺津小内）	080-6502-8765	白浜	△	×	しらはま児童クラブ（白浜小内）	080-6544-9328
福地南部	△	○	福地南部児童クラブ（福地南部小内）	080-6502-8785	幡豆	△	×	はすっ子クラブ（幡豆小内）	080-6544-9329
福地北部	△	×	ホクホク児童クラブ（福地北部小内）	080-6502-8818	東幡豆	○	○	はすっ子クラブ東（東幡豆小内）	080-6544-9330

（○…利用可能なクラブ △…利用できない可能性が高いクラブ × …利用できないクラブ）

冬休み期間の短期利用児童の受入れは、申込状況によっては、希望の児童クラブを利用できないことがあります。また、都合により開所クラブを変更することがあります。必ず第2希望まで記入してください。

4. 児童クラブに関する Q&A

質問	回答
Q1 今から仕事を探す予定ですが、申請することはできますか？	A1 求職中での受付はできません。条件が整ってから申請してください。
Q2 午後7時までにお迎えが難しい場合はどうしたらいいですか？	A2 午後7時までにお迎えが可能であることが入会条件です。ファミリー・サポート・センターに相談する等、お迎えが可能な状態を整えていただく必要があります。児童だけ（兄弟等含む）で帰宅することはできません。午後7時以降の利用が判明した場合は、入会決定を取り消すことがあります。
Q3 月に1～2回程度、早朝時間、延長時間に利用をしたいのですが、早朝保育、延長保育の申請をするのでしょうか？	A3 午前7時30分から午前8時までは早朝保育、午後6時から午後7時までは延長保育になります。 回数に関わらず、利用する可能性がある場合は、早朝保育、延長保育利用申請をしてください。 早朝保育の申請をされていない場合は、午前8時より前にクラブ室へ入室することはできません。 また、申請なく延長保育を利用された場合は、直ちに申請していただき、延長保育料を徴収します。
Q4 学校の給食がない日は、児童クラブで給食など昼食が出ますか？	A4 児童クラブでは、給食はありません。春・夏・冬休み等、1日保育になる日は、弁当と水筒を持たせてください。
Q5 児童クラブでは、宿題をみてもらったり、勉強を教えてもらえますか？	A5 デイリーの中で学習の時間を設けています。ただし、学習内容の指導や答え合わせはしていませんので、宿題の確認はご家庭でお願いします。
Q6 障害（発達障害の疑いも含む）があると利用できませんか？	A6 保護者の就労条件など、児童クラブ利用要件が整っていることが前提です。 利用する児童がより安全に児童クラブでの生活を送ることができるよう検討しますので、現在の状況を詳しくお知らせください。※障害の程度によっては利用をお断りすることもあります。
Q7 食物アレルギーがあるのですが、おやつ配慮はありますか？	A7 個別に相談をお受けして、対応しています。

5. 入会申請手続き方法

入会を希望する場合は、電子申請にてお申し込みください。詳細は別紙〈冬休み期間西尾市児童クラブ入会申込【電子申請】について〉をご確認ください。

紙で申請される場合は申請に必要な書類を各児童クラブまたは市役所子育て支援課に提出していただきます。

* 申請時の注意事項について

- (1) 必ず黒色（青色）のボールペン等で記入してください。鉛筆、消えるボールペンでは記入しないでください。訂正箇所は修正液や修正テープは使わずに、二重線を引いて訂正してください。
- (2) 利用児童と住民票上の世帯が分かれていても、同一敷地内に親族等が住んでいる場合は、同居とみなしますので、該当する証明書類（下記『（5）各種書類について』の証明書類欄内）の提出が必要になります。
- (3) 書類の不備または不明な点について市役所子育て支援課から確認することがありますのでご了承ください。
- (4) 申請された内容について、市役所子育て支援課が調査することがあります。その際、虚偽が認められた場合は入会を取り消すことがあります。
- (5) 各種書類について

書類の種類		記入上の注意事項等	必要枚数
証明書類 (※1・2)	就労証明書 株式会社及び有限会社の代表者・正社員・派遣・パート・アルバイト・専従者等	事業所記入欄は必ず職場の方に記入してもらってください。内容について子育て支援課から問い合わせることがあります。	世帯で該当者（大人）1人につき1枚 ※複数の仕事をしている場合は、就業先ごとに就労証明書が必要。 ※証明書類は電子申請の場合、画像データを添付。
	自営業等申告書 自営業の代表者・農業・漁業	個人で記入する書類ですが、就労状況が分かるように詳しく記入してください。虚偽や不正な内容が認められた場合は、入会を取り消す場合があります。	
	傷病・介護等申立書 (就労者以外用)	病気や介護など、就労以外の理由で入会を申請する場合、この用紙に事情を具体的に記入してください。内容について子育て支援課が詳しい事情をお聞きすることがあります。	
口座振替依頼書（複写） * 電子申請の場合、入会決定後説明会で配布・提出。 (※3)		保護者等の名義の口座を記入し、通帳のお届け印を押印してください。 【納税者（納付義務者）名】は保護者の氏名を記入してください。 【対象種目】は児童クラブ保育料に○をつけてください。	

※1「証明書類」が必要なのは、児童からみて父母、祖父母、曾祖父母です。おじ、おば、兄弟は必要ありません。また、75歳以上の方も必要ありません。

※2 令和7年春休みまたは夏休み期間に児童クラブを利用された方は、証明書類の提出は不要です。（冬休み入会初日の時点で雇用期間が終了している場合を除く。）

※3 口座振替依頼書（複写）は新規利用申請者のみ提出が必要です。児童のきょうだいが児童クラブを利用中の場合は、提出不要です。

紙で申請される場合は入会申請書、緊急連絡票・児童の健康等生活調査票の提出も必要となります。

※書類をホームページからダウンロードして申請する場合は口座振替依頼書を受付時に記入していただくため、申請者の口座が分かるもの（通帳など）と、その通帳のお届け印を持参してください。

書類の種類	記入上の注意事項等	必要枚数
入会申請書（青色）	別紙の記入例を参考にしてください。 土曜日の利用を希望される方は、土曜日開設のクラブを確認し、その中から希望の児童クラブを記入してください（児童クラブ一覧参照）。	利用児童1人につき1枚 ※児童2人の場合は2枚
緊急連絡票・児童の健康等生活調査票	緊急連絡先欄については現在の状況で記入してください。入会時点で変更がないか再確認をします。 繋がりのやすい順に、なるべく多くの連絡先を記入してください。 生活調査欄については利用予定の児童の様子を理解している方が記入してください。	

6. 「入会申請」の一斉受付について

令和7年度冬休みに利用する方の入会申請について、下記のとおり一斉受付をします。

〈一斉受付期間〉 令和7年10月14日（火）～ 令和7年11月5日（水）

※紙で申請される場合は配付した封筒に申請に必要な書類が入っていますので、準備のうえ期間内に提出してください。提出先は各小学校区の児童クラブまたは市役所子育て支援課です。必要な書類が揃わない場合は、受け付けることができません。その場合、随時受付になりますので、書類の準備ができ次第市役所子育て支援課に提出してください。

※一斉受付期間後は市役所子育て支援課で随時受付をしますが、その時点で空きのあるクラブから選んでいただくことになりますので、ご承知ください。最終の受付日は、**11月28日（金）**です。

7. 入会決定について

提出された申請書類をもとに入会要件を満たしているか審査します。なお、定員を超えた場合は、「学年の低い児童」「ひとり親世帯」「保護者の就労時間が長い児童」などの優先基準をもとに審査しますので、希望のクラブをご利用できない場合があります。

一斉受付の方への結果は、11月末頃に申請者あてに送付します。

入会決定者は、児童クラブの説明会に参加していただきます（12月実施予定）。

8. その他

提出後に申請内容に変更があった場合は、速やかに市役所子育て支援課へお申し出ください。

○長期休業時（一日保育）の児童クラブの利用上の注意（一部抜粋）

〈送迎について〉

学校の長期休業期間は、保護者の送迎が原則となります。いったんクラブに入室した後に、習い事・塾・子ども会行事などによる外出は、児童の安全確保のため、児童1人ではできません。保護者の送迎を原則とします。

また、普段と違う人のお迎えの場合は、必ずクラブへ連絡をしてください。

〈お弁当について〉

給食はありませんので、必ずお弁当と水筒を持たせてください。

土曜日は、おやつを用意をしませんので、必要な方はおやつを持たせてください。

問い合わせ先

〒445-8501 西尾市寄住町下田22

西尾市 子育て支援課 直通電話65-2108